

高知県障害児施設等入所者支援事業実施要綱

1 目的

障害者支援施設及び障害児入所施設に入所している 20 歳未満の障害者及び障害児（以下「障害児等」という。）並びに当該障害児等の保護者について、その利用者負担を軽減することにより、障害児等への適切な療育の提供及び障害福祉サービスの利用促進を図ることを目的とする。

2 事業内容

（1）軽減対象者

保護者等負担額軽減制度（以下「軽減制度」という。）の対象者（（2）において「軽減対象者」という。）は、障害者支援施設及び障害児入所施設に入所（措置入所及び生活保護世帯を除く。以下同じ。）している障害児等又はその保護者とする。

（2）軽減対象費用

軽減制度の対象となる費用は、軽減対象者が障害者支援施設又は障害児入所施設に入所した場合の定率負担分（社会福祉法人減免等が行われた場合にあっては、その減免後の負担分）及び食費・光熱水費（補足給付等他の軽減措置が行われた場合にあっては、その軽減措置後の負担分）とする。

（3）軽減対象額

ア 障害児入所施設への入所の場合

（2）の費用の負担額のうち、児童福祉法第 56 条第 2 項の規定による費用の徴収に関する規則（昭和 43 年高知県規則第 38 号）の規定により保護者等が負担する利用者負担額（以下「措置入所負担額」という。）と利用契約により発生した保護者等が負担する利用者負担額（以下「利用契約負担額」という。）とを比較して利用契約負担額が増加している場合は、その増加となった額とする。ただし、措置入所負担額が、利用契約負担額より多い場合の差額については対象としない。

イ 障害者支援施設への入所の場合

身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に係る利用者負担の額の算定に関する基準（平成 15 年 2 月厚生労働省告示第 42 号）及び知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に係る利用者負担の額の算定に関する基準（平成 15 年 2 月厚生労働省告示第 44 号）による利用者負担額（以下「応能負担額」という。）と利用契約負担額とを比較して利用契約負担額が増加している場合は、その増加となった額とする。ただし、応能負担額が、利用契約負担額より多い場合の差額については対象としない。

（4）実施主体

県、障害者支援施設を運営している一部事務組合及び社会福祉法人並びに障害児入所施設を運営している社会福祉法人及び独立行政法人とする。

(5) 軽減方法

ア 障害児入所施設への入所の場合

障害児入所施設を運営する県、社会福祉法人及び独立行政法人は、措置入所負担額と利用契約負担額とのいずれか低い額を、障害児等及びその保護者へ請求を行う。

イ 障害者支援施設への入所の場合

障害者支援施設を運営している一部事務組合及び社会福祉法人は、応能負担額と利用契約負担額とのいずれか低い額を障害児等及びその保護者へ請求を行う。

3 助成内容

2の(3)に規定する軽減対象額については、県が助成を行う。

(1) 助成対象者

障害児入所施設を運営する社会福祉法人及び独立行政法人とする。ただし、障害者支援施設を運営する一部事務組合及び社会福祉法人については、市町村を通じて助成するものとする。

(2) 助成の方法

高知県障害児施設等入所者支援事業費補助金交付要綱に定めるところによる。

附 則

1 この要綱は、平成 19 年 3 月 16 日から施行し、平成 19 年 1 月 1 日から適用する。

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日までの障害者支援施設及び障害児入所施設の利用について対象とする。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 25 日から施行し、同月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。